

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案に対する修正案新旧対照表

(傍線部は修正箇所)

修正後の法律案	修正前の法律案
(特例納付保険料の納付等)	(特例納付保険料の納付等)
第二条 (略)	第二条 (略)
25・ (略)	25・ (略)
・ 国は、第九項の規定により特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、前条第一項の事業主が当該特例対象者に係る厚生年金保険法第二十七条の規定による届出をしなかつたこと又は同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行しなかつたことに起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。	〔新設〕
(未納掛金の納付等)	(未納掛金の納付等)
第五条 (略)	第五条 (略)
25・ (略)	25・ (略)
・ 政府は、第九項の規定により特例対象加入員に係る未納掛金の額に相当する額を交付したときは、その交付した金額の限度にお	〔新設〕

いて、前条第一項に規定する事業主が当該特例対象加入員に係る厚生年金保険法第二百二十八条の規定による届出をしなかつたこと又は同法第二百四十二条第一項の規定により準用される同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象加入員の負担すべき掛金を控除したにもかかわらず当該特例対象加入員に係る同法第二百三十九条第四項の掛金を納付する義務を履行しなかつたことに起因する当該特例対象加入員が当該事業主に対し有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

（略）

（公表）

第六条 （略）

- 2 前項の規定は、前条第十三項の適用事業所の事業主について準用する。

（特例掛金の納付等）

第八条 （略）

25・（略）

・ 政府は、第九項の規定により特例対象解散基金加入員に係る特例掛金の額に相当する額を交付したときは、その交付した金額の限度において、前条第一項に規定する事業主が当該特例対象解散

（特例掛金の納付等）

第八条 （略）

25・（略）

〔新設〕

第六条 （略）

- 2 前項の規定は、前条第十二項の適用事業所の事業主について準用する。

基金加入員に係る厚生年金保険法第百二十八条の規定による届出をしなかつたこと又は同法第百四十一條第一項の規定により準用される同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象解散基金加入員の負担すべき掛金を控除したにもかかわらず当該特例対象解散基金加入員に係る同法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務を履行しなかつたことに起因する当該特例対象解散基金加入員が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

（略）

（公表）

第九条　（略）

2　前項の規定は、前条第十三項の適用事業所の事業主について準用する。

（審査請求等）

第十一条　（略）

2　基金のした第五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第百四十二条第一項の規定により準用される同法第八十六条の規定による処分は、同法に基づく処分とみなして、同法第百六十九

（略）

（公表）

第九条　（略）

2　前項の規定は、前条第十二項の適用事業所の事業主について準用する。

（審査請求等）

第十一条　（略）

2　基金のした第五条第八項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第百四十二条第一項の規定により準用される同法第八十六条の規定による処分は、同法に基づく処分とみなして、同法第百六十九

条の規定により準用される同法第九十一条から第九十一条の三までの規定及び社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定を適用する。

3 第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第八条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に不服がある者については、厚生年金保険法第六章の規定を準用する。この場合において、同法第九十一条の三中「第九十条第一項又は第九十一条」とあるのは、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第二号）第十一條第三項において準用する第九十条第一項又は第九十一条」と読み替えるものとする。

4 （略）

（時効）

第十二条 （略）

2 特例納付保険料等の納入の告知又は第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項若しくは第五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）及び第八条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされる同法第百四十一条第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による督促は、民

3 第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第八条第八項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による処分に不服がある者については、厚生年金保険法第六章の規定を準用する。この場合において、同法第九十一条の三中「第九十条第一項又は第九十一条」とあるのは、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第二号）第十一條第三項において準用する第九十条第一項又は第九十一条」と読み替えるものとする。

4 （略）

（時効）

第十二条 （略）

2 特例納付保険料等の納入の告知又は第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項若しくは第五条第八項（同条第十二項において準用する場合を含む。）及び第八条第八項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされる同法第百四十一条第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による督促は、民

法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（協力）

第十四条 （略）

2 （略）

3 前項の規定は、第四条第五項の規定により同条第一項から第四項までの規定が準用される厚生年金保険法第一百二十九条第二項の適用事業所の事業主若しくは第五条第十三項において準用する同条第三項の役員であつた者又は第七条第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定が準用される同法第一百二十九条第二項の適用事業所の事業主若しくは第八条第十三項において準用する同条第三項の役員であつた者又は第七条第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定が準用される同法第一百二十九条第二項の適用事業所の事業主若しくは第八条第十二項において準用する同条第三項の役員であつた者又は第七条第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定が準用される同法第一百二十九条第二項の適用事業所の事業主若しくは第八条第十二項において準用する同条第三項の役員であつた者について準用する。この場合において、前項中「第四条第一項又は第七条第一項」とあるのは、「第四条第五項において準用する同条第一項又は第七条第四項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（国会への報告）

第十五条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、厚生年金保険法

第二十八条の規定により記録した事項の訂正が行われた各事案についての第一条第一項に規定する機関が行つた調査審議の結果の

法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（協力）

第十四条 （略）

2 （略）

3 前項の規定は、第四条第五項の規定により同条第一項から第四項までの規定が準用される厚生年金保険法第一百二十九条第二項の適用事業所の事業主若しくは第五条第十二項において準用する同条第三項の役員であつた者又は第七条第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定が準用される同法第一百二十九条第二項の適用事業所の事業主若しくは第八条第十二項において準用する同条第三項の役員であつた者又は第七条第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定が準用される同法第一百二十九条第二項の適用事業所の事業主若しくは第八条第十二項において準用する同条第三項の役員であつた者について準用する。この場合において、前項中「第四条第一項又は第七条第一項」とあるのは、「第四条第五項において準用する同条第一項又は第七条第四項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

〔新設〕

概要、社会保険庁長官が行つた特例対象者に係る同項に規定する  
確認等の件数、特例納付保険料の納付の状況、国が負担した特例  
対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額その他この  
法律の施行の状況についての報告を提出しなければならない。

(命令への委任)

第十六条 (略)

(罰則)

第十七条 (略)  
第十八条 (略)

2 (略)

附 則

(日本年金機構法の一部改正)

第四条 日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）の一部を次の

ように改正する。

附則第六十九条の次に次の一条を加える。

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する  
法律の一部改正)

(命令への委任)

第十五条 (略)

(罰則)

第十六条 (略)  
第十七条 (略)

2 (略)

附 則

(日本年金機構法の一部改正)

第四条 日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）の一部を次の

ように改正する。

附則第六十九条の次に次の一条を加える。

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する  
法律の一部改正)

第六十九条の二 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

本則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十八条を第二十六条とする。

第十七条第一号中「（昭和三十四年法律第百四十七号）」を削り、同条を第二十五条とする。

第十六条を第二十四条とし、第十五条の次に次の八条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第十六条 （略）

254 （略）

（財務大臣への権限の委任）

第十七条 （略）

2 （略）

（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

第十八条 （略）

2 （略）

（滞納処分等実施規程の認可等）

第十九条 （略）

2 （略）

第六十九条の二 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

本則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十七条を第二十五条とする。

第十六条第一号中「（昭和三十四年法律第百四十七号）」を削り、同条を第二十四条とする。

第十五条を第二十三条とし、第十四条の次に次の八条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第十五条 （略）

254 （略）

（財務大臣への権限の委任）

第十六条 （略）

2 （略）

（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

第十七条 （略）

2 （略）

（滞納処分等実施規程の認可等）

第十八条 （略）

2 （略）

(地方厚生局長等への権限の委任)

**第二十条** この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第十七条第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第一百五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 (略)

(機構への事務の委託)

**第二十一条** 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一・二 (略)

三 第二条第八項及び同項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十五条の規定による特例納付保険料の徴収に係る事務（第十六条第一項第二号から第五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二条第八項の規定によりその例によるものとされる同法第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第七号に掲げる事務を除く。）

四 (略)

五 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚

(地方厚生局長等への権限の委任)

**第十九条** この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第十六条第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第一百五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 (略)

(機構への事務の委託)

**第二十条** 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一・二 (略)

三 第二条第八項及び同項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十五条の規定による特例納付保険料の徴収に係る事務（第十五条第一項第二号から第五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二条第八項の規定によりその例によるものとされる同法第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第七号に掲げる事務を除く。）

四 (略)

五 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚

生年金保険法第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（第十六条第一項第三号から第五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二条第八項の規定によりその例によるものとされる同法第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び第七号に掲げる事務を除く。）

六 （略）

七 第十六条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

八 （略）

（機構が行う収納）

第二十二条 （略）

2 （略）

（情報の提供等）

第二十三条 （略）

2 （略）

本則に次の一条を加える。

第二十七条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

生年金保険法第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（第十五条第一項第三号から第五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二条第八項の規定によりその例によるものとされる同法第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び第七号に掲げる事務を除く。）

六 （略）

七 第十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

八 （略）

（機構が行う収納）

第二十一条 （略）

2 （略）

（情報の提供等）

第二十二条 （略）

2 （略）

本則に次の一条を加える。

第二十六条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第十八条第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第十九条第一項及び第二十二条第二項において準用する同法第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十九条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

一 第十七条第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第十八条第一項及び第二十二条第二項において準用する同法第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十八条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

